

**令和 7 年度広島市ふるさと納税特産品等贈呈事業運営業務
公募型プロポーザル説明書**

1 業務名

令和 7 年度広島市ふるさと納税特産品等贈呈事業運営業務

2 業務の目的

広島市（以下「本市」という。）が行うふるさと納税特産品等贈呈事業に関し、寄附者情報の管理、寄附受領証明書等の作成・送付、返礼品の配送、返礼品の募集等を民間事業者へ委託することにより、事務の効率化を図るとともに、本市の魅力を効果的に発信し、地域活性化を図る。

3 業務の内容等

(1) 委託業務の内容

別紙 基本仕様書のとおり。

(2) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 概算事業費

本業務に係る費用は 74,100,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。

※ 上記の金額には、返礼品代金、返礼品配送料を含んでいる。

(4) 契約担当課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号（広島市役所本庁舎 9 階）

広島市企画総務局総務課

TEL 082-504-2033（直通）

FAX 082-504-2069

E-mail soumu@city.hiroshima.lg.jp

4 スケジュール

令和 7 年 3 月 28 日（金） 公示（受付開始）

令和 7 年 4 月 11 日（金） 質問受付期限

令和 7 年 4 月 15 日（火） 応募資格確認申請書提出期限

令和 7 年 5 月 9 日（金） 提案書提出期限

令和 7 年 5 月 22 日（木） プレゼンテーション

令和 7 年 5 月下旬 審査結果通知

5 応募資格

この業務に参加できる者は、以下の(1)から(3)に掲げる全ての要件を満たす者とし、共同企業体の参加も認めることとする。

(1) 次のアからオの要件を全て満たすこと。

ア 法人格を有すること。

イ 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。

ウ 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること

エ 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

オ 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマーク又はISO／IEC27001（ISMS）の認証を取得している者であること。

※共同企業体である場合は、代表者が満たしていること。

(3) 過去3年以内に他の地方公共団体において本業務と同様の業務の受託実績があること。

※共同企業体である場合は、構成員の1人以上が満たしていること。

6 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

ア 応募資格確認申請書（様式1）（単独用又は共同企業体用） 1部

イ 履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本（写し可） 1部

発行日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。

※ 共同企業体の場合は、構成員毎のものを提出すること。

ウ 広島市税の納税証明書（写し可） 1部

「令和〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

※ 広島市内に事業所を有していない場合は、申立書（様式9）を提出すること。

エ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） 1部

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

※ 共同企業体の場合は、構成員毎のものを提出すること。

オ 委任状（様式2）

※ 「委任状」は、代表者でない者が当該プロポーザルにおいて代理人として提案書の提出等を行う場合に提出してください。

カ 直近の決算１年分の財務諸表の写し １部

※ 共同企業体の場合は、構成員毎のものを提出すること。

キ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式３）（単独用又は共同企業体用） １部

ク 役員名簿（様式４） １部

※ 共同企業体の場合は、構成員毎のものを提出すること。

ケ 一般社団法人日本情報経済社会推進協会（ＪＩＰＤＥＣ）のプライバシーマーク又はＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１（ＩＳＭＳ）の認証を取得していることが分かる資料（証書の写し） １部

※ 共同企業体の場合は、代表構成員のものを提出すること。

コ 過去３年以内に他の地方公共団体において本業務と同様の業務の受託実績があることが分かる資料（契約書（仕様書を含む。）の写し） １部

※ 共同企業体の場合は、構成員のうち１者分で可。

サ 共同企業体結成届等（様式５－１、５－２、５－３） １部

※ 共同企業体で応募資格確認申請書を提出する場合に限る。応募資格確認申請書の提出時において協定の締結がなされていない場合、提案書の提出時までには協定を締結し、共同企業体締結届等を添付すること。協定が締結されていることを確認できない場合は、提案書を受け付けない。

シ 企業概要が分かる資料（パンフレット等） １部

※ 共同企業体の場合は、構成員毎のものを提出すること。

(2) 提出期間

公示日から令和７年４月１５日（火）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成３年広島市条例第４９号）第１条第１項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前８時３０分から午後５時１５分まで。

(3) 提出場所

３(4)の契約担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 応募参加資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の受理、審査後、令和７年４月１８日（金）までに応募者に書面にて通知する。

7 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

基本仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和７年４月１１日（金）までの閉庁日を除く日の午前８時３０分から午後５時１５分まで。

イ 受付場所

３(4)の契約担当課

ウ 提出方法

質問書（様式 8）に記入の上、電子メール又は F A X で提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答し、3(4)の契約担当課において、令和 7 年 5 月 9 日（金）までの閉庁日を除く毎日、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（ただし、5 月 9 日（金）は正午まで）閲覧に供するとともに、広島市ホームページに掲載する。

8 提案書の提出

(1) 提案書の記載項目等

提案書（様式 6）及び参考見積書（様式 7）のとおり。

※ 文章、写真及びイメージ図等を用いて具体的に記載し、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。

※ 大きさは A 4 判とし、表紙及び参考資料は除き、2 0 頁以内とする。

※ 資料やイメージ図などの記載のため、A 3 判を使用する場合は、A 3 判 1 頁につき、A 4 判 2 頁として換算する。両面印刷する場合は、A 4 判用紙 1 枚につき 2 頁、両面印刷の A 3 判用紙 1 枚につき、A 4 判 4 頁として換算する。

(2) 提出部数等

次のア及びイを提出すること。

ア 提案書正本（様式 6－1（正本用表紙）＋提案書（様式自由）＋様式 7） 1 部

イ 提案書副本（様式 6－2（副本用表紙）＋提案書（様式自由）＋様式 7） 1 1 部

(3) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和 7 年 5 月 9 日（金）正午

イ 提出場所 3(4)の契約担当課

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(4) 留意事項

ア 参加確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、提案書は提出できない。

イ 提案は、1 者（1 事業体）につき 1 件とし、2 以上の提案書が提出された場合は失格とする。

ウ 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。

エ 提案書の表紙には、提案者名（所在地、企業名、代表者職氏名等）を記載すること。提案者名等の記載は正本（様式 6－1）のみとし、副本（様式 6－2）には提案者名等応募者が類推できる記載はしないこと。

オ 提案書の主文に、応募者名や応募者が特定できる記載をしないこと。

カ 提出された応募書類は返却しない。

キ 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成 1 3 年広島市条例第 6 号）第 5 条第 1 項に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められる等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

(5) 提案の無効

ア 本説明書に示したプロポーザル応募資格のない者が提出した企画提案

- イ プロポーザル参加者が、受託候補者の特定までの間に前記 5(1)エの広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又は、その他プロポーザル応募資格を満たさなくなった場合
- ウ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案
- エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- オ 本説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合
- カ 本プロポーザルに関する条件に反した場合
- キ 提案書の記載項目について、1 箇所でも記載がない提案
- ク 提案書の記載項目について、記載すべき内容と全く別の内容が 1 箇所でも記載されていると判断された提案

9 審査方法

(1) 審査

「広島市ふるさと納税特産品等贈呈事業運営業務」プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、受託候補者特定基準に基づいて行う。

(2) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

- ア 受託候補者の特定に当たっては、プレゼンテーションを実施する。
- イ 審査委員会において、応募者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、審査委員会の求める最低限の基準（60 点）に達していないと判断された場合においては、その提案は無効とする。
- ウ 最高得点者が 2 人以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

10 審査実施日及び審査結果

(1) 審査概要

- ア プレゼンテーションの実施日は、令和 7 年 5 月 22 日（木）を予定している。詳細はプレゼンテーション参加者に別途通知する。
- イ プレゼンテーション参加者による提案内容の説明は 20 分、質疑応答は 10 分として実施することを予定している。
- ウ プレゼンテーションの出席者は責任者を含む 3 名以内とする。なお、説明は全て提出済みの提案書に基づき行い、追加資料の提出及び機材（プロジェクター等）の使用はできない。
- エ プレゼンテーションの出席者（責任者以外の 2 名以内）の中に、再委託を予定している事業者を含めてもよいこととする。ただし、再委託を予定している事業者がプレゼンテーションに出席する場合は、出席する事業者の会社名、所在地、役割及び理由をプレゼンテーション前に届け出ること。

オ プレゼンテーションを欠席するとともに、プロポーザルの参加を取りやめようとする者は、取下願（様式１０）に記入の上、プレゼンテーション実施日前日の午後５時１５分までに、持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

カ プレゼンテーションの審査結果は、プレゼンテーション参加者に対して審査終了後、書面により通知する。なお、契約候補者となった者には、見積書の提出について案内する。

(2) 審査結果の公表

契約の締結後、応募者全員の商号又は名称、評価結果及び最優秀提案者について、広島市ホームページにおいて公表する。

(3) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、書面により受け付ける。ただし、その受付は、結果の通知日の翌日から起算して閉庁日を除き７日以内に限る。なお、本市は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き１０日以内に書面により回答する。

11 公正な公募の確保

(1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。

(3) 応募者は、受託候補者の選定前に、他の応募者に対して提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 応募者が連合し又は不穏な行動等をする場合において、本プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は本プロポーザルの実施を延期し、若しくは取り止めることがある。

(5) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表までに、本プロポーザルに関し、直接・間接を問わず、自らを有利に、又は他社を不利にするように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

12 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉者とする。

ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを優先交渉権者とする。

13 契約の締結

(1) 優先交渉権者と本市は、当該業務について協議を行い、内容について合議の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を改めて徴し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記 3(4)の契約担当課に提出したとき。なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（広島市のホームページからダウンロードできる。）を、前記 3(4)の契約担当課に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の①から③までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

① 契約を締結しようとする日から過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行していること。

② 広島市税について滞納がないこと。

③ 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（広島市のホームページからダウンロードすることができる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、広島市による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、広島市において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に、前記 3(4)の契約担当課に申請すること。

(3) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、同様の手続きにより随意契約を行う。

(4) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約する。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の 100 分の 5）を支払うものとする。

14 その他

(1) 本業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(3) 応募資格確認申請書及び提案書の作成・提出等、本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(4) 別紙基本仕様書は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容についてはすべて契約書に添付し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。

15 資料及び各種様式

このプロポーザルに関係する資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 公募型プロポーザル手続開始の公示	広島市ホームページ (https://www.city.hiroshima.lg.jp/) のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和7年度」にある「【公募型プロポーザル】「広島市ふるさと納税特産品等贈呈等事業運営業務」」からダウンロードできる。
02 公募型プロポーザル説明書	
03 (説明書 別紙) 受託候補者特定基準	
04 基本仕様書	
05 (様式1) 公募型プロポーザル応募資格確認申請書(単独用)	
05 (様式1) 公募型プロポーザル応募資格確認申請書(共同事業体用)	
06 (様式2) 委任状	
07 (様式3) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(単独用)	
07 (様式3) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(共同企業体用)	
08 (様式4) 役員名簿	
09 (様式5-1) 共同企業体結成届	
10 (様式5-2) 共同企業体協定書	
11 (様式5-3) 共同企業体委任状	
12 (様式6) 提案書	
13 (様式7) 参考見積書	
14 (様式8) 質問書	
15 (様式9) 申立書	
16 (様式10) 取下願	
17 委託契約書(案)、委託契約約款(案)、個人情報取扱特記事項	
18 契約保証金の納付等について(参考)	
19 契約履行実績による契約保証金の納付の免除について(参考)	